函館市ひとり親家庭等子どもサポート事業取扱要領

函館市ひとり親家庭等子どもサポート事業については，函館市ひとり親家庭等子どもサポート事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか，この取扱要領により行うものとする。

1　対象者について

実施要綱第３条第２項に定める者は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）児童扶養手当の受給が見込まれる世帯または同様の所得水準にあるひとり親家庭等の児童

（２）生活困窮者自立支援制度に基づく市の学習支援事業の対象児童である生活保護受給中の中学生で，集合型学習支援事業を利用できない相当の理由がある児童

（３）父母のいない子供を養育者（祖父母等）が養育している養育者家庭の児童

（４）ひとり親家庭以外の家庭であって，養育環境や学習環境の状況により，全各号に準ずると市長が特に認める児童

2　事業内容について

（１）実施要綱第４条第１号に規定する学習支援

対象児童の勉強の復習，宿題の習慣づけ，学習意欲の向上を図る。

（２）実施要綱第４条第２号に規定する生活習慣の習得支援や生活指導

対象児童の日常生活習慣の形成，社会性の育成を図る。

（３）実施要綱第４条第３項に規定する相談対応等

①保護者の児童養育に必要な知識の習得支援

②進学や就業に関する情報提供

3　実施場所について

対象児童を集める集合型で実施することも可能とする。なお，その場合の対象児童の交通費等については，利用者の負担とする。

4　実施体制について

（１）コーディネーター

①　利用希望者の家庭を訪問し，対象児童と面談のうえ，家庭状況を把握し，必要な支援の内容を検討するものとする。

②　支援員の選定に当たっては，近隣の高等教育機関や地域の社会福祉協議

会等の協力を求めるものとする。

（２）訪問相談支援員

①　ひとり親家庭の子どもや保護者が抱える特有の不安やストレスに配慮でき，実際に，ひとり親家庭の支援経験や知識を有するものとする。

②　利用者の家庭訪問は，月１回程度（１回２時間）とする。

③　対象児童に対して，基本的な生活習慣の習得支援や生活指導を行うものとする。

④　学習支援の実施状況等を把握するとともに，ひとり親家庭等の親の相談対応も行い，必要に応じて母子・父子自立支援員と連携する。

⑤　保護者に対しては，生活・就労・学習課題の緩和や解消を図るため，世帯の生活相談，子どもの進路相談，学習に関する相談，公的支援等の情報提供を行う。

（３）学習支援員

①　ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者であって，子どもに対して適切な生活支援や学習支援等ができる者とする。

②　学習の回数は，月４回程度（１回２時間）とする。

③　対象児童に対して，基本的な生活習慣の習得支援や生活指導を行うものとする。

④　ひとり親家庭の子どもが抱える特有の不安やストレスにも配慮しつつ子どもに対し懇切な生活支援や学習支援等に努めるとともに，子どものよき理解者として悩み相談や進学相談等に応じること。

（４）その他

①　コーディネーターおよび支援員その他この事業の関係者は，相談内容等について，条例等を遵守し秘密保持に十分に配慮すること。

②　児童虐待が疑われる場合は，関係機関と連携して適切な対応を図ること。

③　支援員の氏名等を記載した支援員台帳を作成，管理すること。

5　利用登録申請について

（１）支援が必要なひとり親家庭の子どもの把握に努めること。

（２）申請者の状況や対象児童の意思等を十分に確認すること。

（３）同一世帯内で利用できる児童は原則２人までとする。ただし，市長が特に認める場合は，この限りではない。

6　訪問調査について

住宅の状況等申請者の状況や対象児童の意思等を十分に確認すること。

7　関係機関との連携等

この事業を実施するに当たっては，ひとり親家庭等に対し，事業の趣旨の徹底を図るとともに，必要に応じ，母子・父子自立支援員，民生委員・児童委員，母子・父子福祉団体，母子生活支援施設，福祉事務所等の関係機関との連携を密にするものとする。